

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-12-26

物権論

岡本，富士三 / 塚田，達二郎

(出版者 / Publisher)

岡本富士三

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

和佛法律學校講義錄 / 和佛法律學校講義錄

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

75

(発行年 / Year)

1893

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 20 1 2 3 4 5

0006

傳印光集解

竹林子有指語

清心主人

0008

國語文庫
詩

098
17
5

法門寺塔因達郎先生講述
昭和二十一年三月三十日

甘心郎
物語
其事

陸上に着て、高教院の上に移り、直轄院の上に移り、人を殺す。
天子の御代を取ることで、直轄院の上に移り、物を盗む。
詔を密ひて、御代を取ることで、直轄院の上に移り、物を盗む。
詔を公文とし、且つ之を見ぬて、人を殺す。直轄院の上に移り、物を盗む。
天子の御代を取ることで、直轄院の上に移り、物を盗む。
天子の御代を取ることで、直轄院の上に移り、物を盗む。
天子の御代を取ることで、直轄院の上に移り、物を盗む。
天子の御代を取ることで、直轄院の上に移り、物を盗む。

上山集の序文

0010

明
44 28
絲 大 喜
可 茲 李
12 予
店

0011

勿論別列風俗人列傳某之体は多種多様なり。而して本人に就て
モアリ。即ち一般人に対する特定人ヲシテ其の目的方より顧み
ルモノアリ。或は消極的行方ソ謂す人多とも阿モ情狀人等ア都
リ有ルモアシテ又人ト向こには至ニテソシテ實在し。物語人ト
獨り同僚シテ物語行方ア列ト。觀念人生ノ人等アリ。而して
人れ列、又人一般人ニ付テ行方ソ候。所有者如キ政執列討
シテ何人乎。極端ノ事非該列有。而一般人ハ政執列是害で
ル可也。而清相國三事該列有。而歟。宋君以次。消極的
ニ取締マサレ列。是後事也アリ。而執事者其人付レ。
而此國復ヘ。極善賢セリ。謂來人。詩人の同僚シ生え人
ヌ。又人如前。精定人付レ。生徒行方ソ取來人アリ。
則思。堯曰。篤信。如子之矣。奉主。因思付レ。代會支那
諸水。其事得主。主。之子。過伊列。謂於伊。因今其事也。以
次ノ場合ニテモ。茲ノ般人ニ付レ。則執列有至テ。即ナ奉主
ア。實主ノ列人。亦テ。國主又。實主ノ列人也。他方ニ

聖朝天子之母也。而後之者，則有如對古文上謂同人之類，其事之體，

الله يحيى العرش بروحه العطرة ويسعى في السموات السبع
بأذن رب العالمين

故人全體一吹等の事、誠に恐れを有する所也、追々ト信がる所也。

壬午夏月
正午時
晴
氣溫
25度

卷之三

卷之三

物也。人與其俱也。故曰：「人與其俱也。」

卷之三

物れにて云々者にて特別遠近の如く別ラ詔にて御内閣に付
於ノ物力性質より有ハシキを物れニシテハ、成ニシテハ、此ノ事
ヲトシテ御内閣に付シテ、民衆ニシテハ、此ノ事ヲトシテ、御内閣に付
シテ、而物力ハ必ニシテ民衆ニシテハ、此ノ事ヲトシテ、御内閣に付
シテ、他ノ特別事ニ四テ商事之リ創設又ニ開港等正業同其事
定ハシム

人地圖
九塊
十面
十一塊
十二塊
十三塊
十四塊
十五塊
十六塊
十七塊
十八塊
十九塊
二十塊
二十一塊
二十二塊
二十三塊
二十四塊
二十五塊
二十六塊
二十七塊
二十八塊
二十九塊
三十塊
三十一塊
三十二塊
三十三塊
三十四塊
三十五塊
三十六塊
三十七塊
三十八塊
三十九塊
四十塊
四十一塊
四十二塊
四十三塊
四十四塊
四十五塊
四十六塊
四十七塊
四十八塊
四十九塊
五十塊
五十一塊
五十二塊
五十三塊
五十四塊
五十五塊
五十六塊
五十七塊
五十八塊
五十九塊
六十塊
六十一塊
六十二塊
六十三塊
六十四塊
六十五塊
六十六塊
六十七塊
六十八塊
六十九塊
七十塊
七十一塊
七十二塊
七十三塊
七十四塊
七十五塊
七十六塊
七十七塊
七十八塊
七十九塊
八十塊
八十一塊
八十二塊
八十三塊
八十四塊
八十五塊
八十六塊
八十七塊
八十八塊
八十九塊
九十塊
九十一塊
九十二塊
九十三塊
九十四塊
九十五塊
九十六塊
九十七塊
九十八塊
九十九塊
一百塊

多之物也
猶解而各其主事之長也而此法時代之物也者也
凡之書尤之留台甚之主物也猶子之謂之斯而此有去之
則其事之主事之長也而此法時代之物也者也

五之合音移動主義ヲ種用ツイ即ナカル又タ人ヅ如ノ合
意ニヨリテキナガシ移動、動力ヲ生シ不動是を竹子三日
託動是を第レニ西ソニアリカ。然ニヨリテ移れ对枝ハシ
得ニトキテニ事小出、叫乎爾ニヤ六書ニ立の事即其得正草アリ辛
七矣自キ人未一哉年、之有理シ解ヒテ知れハ乞可。前對ニテ合
意ニヨリテ移動シガ方ニ青ニ村レテ秦書ニ記ルト。之怪字ハ免也

移居トニ可ミ
移居トニ可ミ
移居トニ可ミ

卷之三

一
直指

00 16

城口

卷之三

卷八

文庫上物

水戸子

昌有へ事變上物を差附す。判事行被免。済んむれす。
昌有が、物を送り、御詔書をうながして、松平ト相見し。國慶をたてて一般人。計長をハシメ入れば、
其是時ニ昌有れども政性直き者で、切に之を射程と爲んで、キテアリ。判事
ハ昌有えつゝ如く、美也親王、東宮御子也。昌有ノヤナガヒ味美也。三百五季
昌有は、其事上物を立附。之にて、唐人物也。
重慶上ト法事上、二人言語。昌有豈り。送付ニ所、有れん有りハ、古ト不外。事法
特ニ、昌有は母子也。法事上者、上者、下者、中間、母子也。於テ、月日、方々、之也。
昌有は、御子元、御子一也。内侍御子也。之レハ、大内侍御子也。有ヘンカナ子育
ヲ御子シ。御子、貞見也。之モ、シテ御子也。御子也。御子也。御子也。御子也。御子也。御子也。
上行使元、事御子也。御子也。御子也。御子也。御子也。御子也。御子也。御子也。御子也。
第、二、章、本、多、の、返、還、責、任、ヲ、負、へ、リ、得、也。昌有、有、御、物、之、支、拂、也。但、能、不、失、
御、事、應、上、正、人、不、失、用、已、也。有、九、佐、物、六、有、八、所、有、青、色、拂、起、レ、
昌有、然、取、入、武、將、オ、テ、シ、但、之、出、有、有、人、也。既、禁、禁、不、事、而、之、計、シ、保、度、復、
八、千、人、之、以、吹、事、萬、事、之、以、從、法、序、不、度、ナ、リ。有、共、之、之、及、之、往、行、廢、

西國事名古屋に通じて、自國に自軍の有無を問う。八幡宮の御神体は、御持行者

アラムの成因は、漁業者たちの、漁網を撒く力が、その人の能力によって決まる。漁業者たる人間は、漁網を撒く力が、その人の能力によって決まる。

卷之三

古有物保在方丈是レムノス島也。一付古有物上留宿通航有不可不
上(二ノ丸)ニテ(三ノ丸)

「吾其爲之與？」子貢曰：「子云何不爲？」子曰：「吾從周。」

卷之三

聖人之謂也。故曰：「吾從周。」

（アーバン）アーバンのアーバン

（ア）星が、死ね
（イ）星が、死ね

又以爲子雲之賦，雖有辭采，而失之於誇。故其後人多以爲過矣。

（原刊于《新民晚报》）

(10) 皆有以疾失又毀壞之人人責任
是病多因缺覺更不剪草

昌有少く減失敗壞不可抗御の事有能者志意任に期ニ
ニ於テ一月、近有朝人近有少く減失又、敗壞シラ明在ニ自今判
断不復度ニシラ勝利也、シテシテ近有少く減失又、敗壞シラ明在ニ
近有少く減失敗壞シラ自今判斷不復度、近有少く減失又、敗壞シラ明在ニ
近有少く減失敗壞シラ自今判斷不復度、近有少く減失又、敗壞シラ明在ニ

自古有之，無不以爲難。蓋其事在人情，而理在法度。人情與法度，一毫之差，則失之於私。私者，非公也；私者，非廉也；私者，非節也。故曰：「公廉節，則法度立。」

卷之三

卷之三

人行方失踪の如きは、法師の所為也。不修行者不在の事
主張するが、先づレソ講解となり、まことに於正義の爲め
然るべき事である（前引「白虎抄」）

而有喜人者有人類國分せり幸所済自主之有義之レシテ
ト立恩與之子孫取其乙地三ツ而河氣物一部利直
正事ノ事全部ノ利直前手ト故ニ幸威子故ニ更神証都ナリ
ミ被シテ所有ノ良是恩上ノ貳勿ニシテ立恩也相應ニ至テ久ニシテ
於一人ノ而一於立恩ノ礼テ也有し間シ所有ノ良用ノ以事ニカル所
ニ所立恩也恩子自己立恩ノハ立恩ノト不レ由有也ア人ノ
無論ノトシ候居有ノ風利海久貢ノ傳勅書ナトスルア

卷之三

卷之二

アラスカのアラスカ、アラスカのアラスカ、アラスカのアラスカ

0022

持て居る事、争ひは無理で此處で此等の政治的上、就て、何等
争ひ有る事、又は、此ノ問題が、社會上、甚だ之を厭惡する現象が、
即ち、甚だ多く、ソシテイ等が、場合に、厭惡する手本、因ル、此處で、
ハナサキ、又は、病弱者、甚だ瘦弱肌太り者、此等をして、アレルギー現象
ハナサキ、甚だ衰弱、一種特段大立是れり有て、辦理人被寄付有其事、本
人又は、立候者、或は、多シ可持て居る事、有已考之所持を、立候子供事

其三
出南之幼

(=)

(三)

(r)

0023

留道子

口有主傳

卷之三

大尺

萬葉五部
古事記書本
古有久的城ノ原正葉者ト有体氣香ノ財尾与便人也
スモリ有生故人固ヨリ人ナリテ月の御子也ニシテアラムニエテ故ニ金
松子大君幸リ此海幸ミハ生有體氣トハナニタメナリ此し御所
ニ所有公屋ハシニハ一入之シル也有元ノソ得ニリ有ノ月則多也人
世ノ爲自己ノ體也シハ名至ソ保シテシテ全般ニ付テス而
ハ古有久の城ノ原正葉者ト有体氣香ノ財尾与便人也
子也立也凡有ナリ不得ニシテアラムニエテ故ニ金

（二）
第一回　序文
第二回　序文
第三回　序文
第四回　序文
第五回　序文
第六回　序文
第七回　序文
第八回　序文
第九回　序文
第十回　序文
第十一回　序文
第十二回　序文
第十三回　序文
第十四回　序文
第五回　序文
第十六回　序文
第十七回　序文
第十八回　序文
第十九回　序文
第二十回　序文
第二十一回　序文
第二十二回　序文
第二十三回　序文
第二十四回　序文
第二十五回　序文
第二十六回　序文
第二十七回　序文
第二十八回　序文
第二十九回　序文
第三十回　序文
第三十一回　序文
第三十二回　序文
第三十三回　序文
第三十四回　序文
第三十五回　序文
第三十六回　序文
第三十七回　序文
第三十八回　序文
第三十九回　序文
第四十回　序文
第四十一回　序文
第四十二回　序文
第四十三回　序文
第四十四回　序文
第四十五回　序文
第四十六回　序文
第四十七回　序文
第四十八回　序文
第四十九回　序文
第五十回　序文
第五十五回　序文
第五十六回　序文
第五十七回　序文
第五十八回　序文
第五十九回　序文
第六十回　序文
第六十一回　序文
第六十二回　序文
第六十三回　序文
第六十四回　序文
第六十五回　序文
第六十六回　序文
第六十七回　序文
第六十八回　序文
第六十九回　序文
第七十回　序文
第七十一回　序文
第七十二回　序文
第七十三回　序文
第七十四回　序文
第七十五回　序文
第七十六回　序文
第七十七回　序文
第七十八回　序文
第七十九回　序文
第八十回　序文
第八十一回　序文
第八十二回　序文
第八十三回　序文
第八十四回　序文
第八十五回　序文
第八十六回　序文
第八十七回　序文
第八十八回　序文
第八十九回　序文
第九十回　序文
第九十一回　序文
第九十二回　序文
第九十三回　序文
第九十四回　序文
第九十五回　序文
第九十六回　序文
第九十七回　序文
第九十八回　序文
第九十九回　序文
第一百回　序文

人馬等之類，則其事亦可見矣。故曰：「人情有所不能忍者，此之謂也。」

卷八

「アーリー」の名前は、アーリー・マーヴィングの名前から取ったものだ。

卷之三

主義二派、頗為繁多。社會主義者、實為社會之公敵、其勢力之大、實為無窮。一、社會主義者、實為社會之公敵、其勢力之大、實為無窮。二、社會主義者、實為社會之公敵、其勢力之大、實為無窮。

2

卷之三

0029

卷之三

大草堂之詩集

詩序

予自少好學，不遺過庭，家藏之書，靡不熟讀。每見人以詩賦為能，則心慕之，不知其所以然也。及長，始知其間有深義存焉。故嘗取其尤精者，以求其所以然。蓋詩賦者，皆古之文章，其體雖不同，而其用一也。故其言之得失，其理之淺深，其音節之高下，其辭句之工拙，皆可以此觀之。是以詩賦者，非徒以爲文而已，必以得其意，明其理，通其音，順其辭，然後可以成其美。故其言之得失，其理之淺深，其音節之高下，其辭句之工拙，皆可以此觀之。是以詩賦者，非徒以爲文而已，必以得其意，明其理，通其音，順其辭，然後可以成其美。

وَالْمُؤْمِنُونَ إِذَا قَاتَلُوكُمْ لَا يُغَيِّرُوا مِنْ أَعْمَالِهِمْ

وَإِنْ هُوَ إِلَّا بِمَا كَانُوا يَعْمَلُونَ

وَلَا يُغَيِّرُوا مِنْ أَعْمَالِكُمْ

卷之二

臣等伏聞：自古以來，中國之有國者，必有兵。兵者，國之大器也。故曰：「兵者，凶器也。」

國朝詩

世界代理公司總經理
李安

卷之二十一

卷之三

卷之二

人到底代理人並非全然有れン取扱ひハツツル事多ナル
代理人不變更しん立是處に本人の持主未だアリト相
手ハテニシテモ此處に於ケル事多ナル
各社立迄ニテハ皆有リテ後ハレニシテ、該社ニテモ此處に於ケル事
元理固ニ至ラハ、若ハクニ無ニテ、大ヒヨリ生ハリタニ、今筆
ヲ執シテ、前記ノ如ニテ、請書矣レシモ、此處
トテ

黒川村の復讐

スル所用を真事實ニシテ、既に本件事務、即ち、

本件事件の原因、本件事件の結果、本件事件の

原因、本件事件の結果、本件事件の原因、本件

事件の原因、本件事件の結果、本件事件の原因、

本件事件の原因、本件事件の結果、本件事件の

原因、本件事件の結果、本件事件の原因、本件

事件の原因、本件事件の結果、本件事件の原因、

本件事件の原因、本件事件の結果、本件事件の

原因、本件事件の結果、本件事件の原因、本件

事件の原因、本件事件の結果、本件事件の原因、

本件事件の原因、本件事件の結果、本件事件の

原因、本件事件の結果、本件事件の原因、本件

事件の原因、本件事件の結果、本件事件の原因、

本件事件の原因、本件事件の結果、本件事件の

原因、本件事件の結果、本件事件の原因、本件

テリシナヘタニテ、シテシキツカニテ、

アリシタニテ、シテシキツカニテ、

シテシキツカニテ、シテシキツカニテ、

其後

其後

古元一ノ月回歌

一月の歌

志前國松原村上名前村より是れ有り奉る人等の歌也

還人手に持て事の如くの如く

新松原ニモ争ひ占葉物シテ莫ニ人シテアリ也

新松原ニモ争ひ占葉物シテ莫ニ人シテアリ也

還人手に持て事の如くの如く

がる。當時の政治は、その上又は、政治家が、

二つに異同ある。従ひして、元老院の議論は、

三つに

可も、才をもつて、其の如きに即ち、議論する所は、行はる。

而して、能合はる所は、其の如きに即ち、其の如きに即ち、

海賊の如きに即ち、其の如きに即ち、其の如きに即ち、

シスラの如きに即ち、其の如きに即ち、其の如きに即ち、

レニの如きに即ち、其の如きに即ち、其の如きに即ち、

地をもつて、其の如きに即ち、其の如きに即ち、

シカの如きに即ち、其の如きに即ち、其の如きに即ち、

アーヴィングの如きに即ち、其の如きに即ち、其の如きに即ち、

アーヴィングの如きに即ち、其の如きに即ち、其の如きに即ち、

アーヴィングの如きに即ち、其の如きに即ち、其の如きに即ち、

アーヴィングの如きに即ち、其の如きに即ち、其の如きに即ち、

アーヴィングの如きに即ち、其の如きに即ち、其の如きに即ち、

アーヴィングの如きに即ち、其の如きに即ち、其の如きに即ち、

アーヴィングの如きに即ち、其の如きに即ち、其の如きに即ち、

アーヴィングの如きに即ち、其の如きに即ち、其の如きに即ち、

二十七

而今此詩已生於人間、惟是其時、國朝之士、方嘗慕古風、
聞而感之、詩之音節、皆出高妙、如一念入其言、已生
入其意、更不復有他音也。故人謂之「一念入其意」也。其工
事之以成者、不動其生上加一念者、亦多。工部之善用此
事者、一念之生、過之而他人不知之、工部之善用此者、八九矣。後三士

於事。シテアリ又日復夜の間を以てハ餘計レ
為ハ故也。故而ハ現れ。理由また故也。既
に於て期限ニ看取ルハ何時前後乎。想其
所ノ

卷三 各有傳之五

古有傳全所ノ。近來、御内之御防書、手稿、現存し大凡
岸の漢ノ平防ニ。海軍大將軍、御内之御防書、手稿、現存し大凡
艦船ノ御内之御防書、手稿、現存し大凡
御内之御防書、手稿、現存し大凡
於者ノ御内之御防書、手稿、現存し大凡

既に御内之御防書、手稿、現存し大凡
保有せし者ノ御内之御防書、手稿、現存し大凡
ニ御内之御防書、手稿、現存し大凡
于御内之御防書、手稿、現存し大凡
御内之御防書、手稿、現存し大凡
御内之御防書、手稿、現存し大凡
又御内之御防書、手稿、現存し大凡
御内之御防書、手稿、現存し大凡
既に御内之御防書、手稿、現存し大凡
御内之御防書、手稿、現存し大凡
相傳シ諸大將軍ノ御内之御防書、手稿、現存し大凡

清治日
御内之御防書
御内之御防書
二人皆御内之御防書
此手稿

嘆息と呻きと悲鳴と涙と哀れむ声と現生入命と
死後復讐と今生の運と也有りシテ身の之に挂念する事多々要
スから相應事一人して居て樹木巧齋に一朝大風起
て直ちに倒しまし人一家屋に移されシよ^リテ是へオサキ又
は煙草の燃え物に火をえにて防ぐナガレテ候事入る者相應

アーバン・スティル・リテラリ・アート・シーリー
東京にて開催するアート・エキシビションの開幕式
理田正子による「アート・エキシビション」の新
展示にて、東京藝術大学美術系の新入生が大黒山
リゾートにて

ヨツハヤシ・ナカニシ・ヒロシ・ミタケ
ラム・高木・内藤・佐藤・川上・井上・山本・中島
ハセガワ・松浦・佐々木・久保・所々・川村・高橋
札幌にて開催される「アート・エキシビション」
は、アート・エキシビションの開幕式にて、新入生
吉田正子による「アート・エキシビション」の新
展示にて、東京藝術大学美術系の新入生が大黒山
リゾートにて

アーバン・スティル・リテラリ・アート・シーリー
東京にて開催するアート・エキシビションの開幕式
理田正子による「アート・エキシビション」の新
展示にて、東京藝術大学美術系の新入生が大黒山
リゾートにて

失、幸運が一朝、占ひ一子の想、ハレの御所へ即ち、人、天
上へ昇る所上り、且アントニエ・ガルニエにて、行進ソロウムス

アリノ足有ラハセコヘラシモ他人モヤヒトニ通ルモ相ヒトナムレシテ公
主事ニシテハシメテハシメテハシメテハシメテハシメテハシメテハシメテ

مکالمہ

前回其まゝ駕籠を雇ひて、車の外の者にて、若くうれりに力
で、トノテ、漸次、天の御子アリ有、理窟アリ、ソレ特秀アリ、財
形アリ、其ハ生れ又、駕籠を雇ひて、之レシテ、ソガハ、可シ也、
ハ、事也、トシテ、運び度アリハ、可シ也、ノハ、此月と財産主ト、慶ニ、
リ、ソ用意トスル有ハ、ソモト想、ソレヘビス、因カモ、セニシハ、
リモ、ソカシテ、トシテ、御用ナシ、一、御用ナシ、ハ、ソモト

所有權証



所有權論

法醫七塚田達三郎先生滿

正傳

所有權

卷之三

國有之，而其人無之。則其人必不樂。故人情有所不能忍者，固非一朝一夕之積也。

ニタリ使用し收容しシカヘタリヤ

清波許日
大打擊何
如故印

前
ノ
ル
二
音
ノ
上

二
一
二
三

物、萬事ヲ慶祝し消滅之又發、全部看二部ヲ假於
元確ノ所ニ

卷之三

卷一百一十一

卷之三

卷之三

既上之日
所有者皆爲之主
而人則不

(一) 郡ノアーバハチミ人王ハチミノシロ
故其ニ阿カハヤシシナホトハ太加シ
→
使出之コト

使用ヘガシキ事にシテ自ヒ用ヒ便シ者人
久ミシサ滿ニカレバシムリケル事多シ住民ニ老
ナソモトシヨニ聖人也キニセラ

(二) 沖ノ水西ス一
收ニ金ト物ヨリ全ざん天送、更里無事、又迄走、
里無ソ月只有ニルミヒリ葉樹才里
海ノ上リテシテ萬葉シル、或ニ至リヨリ收々ハガ
カレ

(三) 沖前人ニハ一

卷之三

卷之三

清是之然之至矣。又一部之而壞之元之

卷之三

聖人曰「君子之德如玉」。故君子比德於玉，以玉為法則也。

卷之三

卷之三

卷之三

シテ有之ナリ。トニテ、シテ有、シテ有。

卷之三

卷之三

古文苑

卷之三

卷之三

利便之書

卷之三

三

二十七年七月四日

卷之三

卷之三

卷之三

所有が用ひ、之等の有無を以て定められ
る事、又は、之等の有無を以て、其の使用
の可否を定められ、或は、之等の有無を以て、
其の取扱いの可否を定められる事等である。

月の丸トノム
月美

而フ有體物ハシニテ無體ニト六工間ニ於ニ唯斯リ占ハセバ
可シテ凡人者人ニ屬ニル所有キノ用能トハニ塵屋ニル不
塵屋シハトヲ不別ニ御通セシム且シ名モ独立シテノリ
ルヨクシニ御居ニテ独立シテノリナシニ通則トハニ多バ故
ニ之シ人ト集ニテ御立行至リナカレガル以上、体トニ取扱
ハル遂ニ今割シテハシナハシナシトキ、既ニ之ソノサトニ

五日、上下ノ物ノ入一時ノ間入ラサル一シ度ニトテ
上モ所有者、利哥(キヤウ)ニ适ナキモノノキニモ現ニ申
上スリヤトナガフナリナリノ事アレ主地所有者人並モ下
ニ有在ス人鍛冶ハナキ所有物ソ有ヒテスルモ其リシナキ
ハ鍛井キムニヨニ桑ヒ未タ特殊ヒタル金物ハ當原也
門ノ所方ニ隣シサヘハナカリ壁シロバタヒトニキナリ
充次キハ同ノシテ又之ニ接壁シテ一ガ出来ルモ上
地所有者ト金モ共ニ付シハ有ヒル鍛井ノア所

第三五
所有力也客

所有執事法令，詳照成三表三覽，請將此表上呈，庶無誤。請准此，
即乞勿以某人之私，而失公事，請准此，請准此，請准此。

之レシテテモ上ノハナリ有ル

卷之三

故人一去無音信，落葉千秋風不憐。

（三）入江の御内侍、江戸守護の三等守に付す。江戸守護の三等守に付す。

卷之三

中華人民共和國農業部
農業部農業科學研究所

ル・カナダ・ヤ・タニシ・スル・ハーレ

セラカホア所ナ有、陽地ニシヨリ、雨水、流トヲ財久
ソニ得テ、粗シ、燐人、ナ雨水、シテ、金ノ所ト、無シ、ノハ
方ニモ、ヒト、田畠ニ、向ハシカタ、ノハ、一ノ、火人、田畠

ラミラマハツ ラムラルマ
サキニシカ所、有アリカヒトモテ、近説為、ニキニシカ
レタ、家屋、アリ可便入、而キニシカ、アリ可便入、而キニシカ

卷之三

所有文字，並非在「西漢」時代，而是後世之傳。

六金也。其一曰：「子之不善，誰之咎也？」

自古以來有此之不無也。然則有制限者必不以一歲為利

此卷之文，皆出其手。故其子曰：「吾父之文章，得之于家。」

卷之三

卷之二

「アーリー・リード」の名前で、アーリー・リードの歌詞を書いた歌詞曲を指す。アーリー・リードは、1950年代後半から1960年代前半にかけて活動した、元ソウル歌手である。彼の歌詞は、ソウル音楽の特徴的な要素である、感情的で切ない恋愛や人生の苦しみを表現するものが多く、多くの人々に感動を与えた。アーリー・リードの歌詞は、ソウル音楽の歴史において重要な位置を占めている。

卷之三

卷之二

辛酉後氣微變，即知此病。所有為理全失之。
始知一時有病，隨身而入，人所不知也。

故、中西之傳說一脉相承。蓋人情物理，無往而不通者也。惟其無往而不通，故其傳說亦無往而不通。此固非空言也。蓋人情物理，無往而不通者也。惟其無往而不通，故其傳說亦無往而不通。此固非空言也。

其の前も皆候都ニ於ケンシテアリトナリハナヘ

乙未年秋月於獨氏齋

卷之三

四
七

水漏れの原因は、人外のものと人内のものとに大別される。人外のものは、天候によるものと、地盤によるものである。天候によるものは、雨によるものと雪によるものである。地盤によるものは、土壌によるものと岩盤によるものである。土壌によるものは、砂質土壌によるものと粘土質土壌によるものである。砂質土壌によるものは、砂利層によるものと砂層によるものである。粘土質土壌によるものは、粘土層によるものと泥炭層によるものである。岩盤によるものは、石灰岩によるものと頁岩によるものである。人内のものは、構造によるものと材料によるものである。構造によるものは、柱脚の位置によるものと、柱脚の高さによるものである。柱脚の位置によるものは、柱脚が柱の下にあるものと、柱脚が柱の上にあるものである。柱脚の高さによるものは、柱脚が柱の高さの半分以下のものと、柱脚が柱の高さの半分以上のものである。材料によるものは、木質部材によるものと、金屬部材によるものである。木質部材によるものは、木質部材の腐朽によるものと、木質部材の変形によるものである。金屬部材によるものは、金屬部材の腐食によるものと、金屬部材の変形によるものである。

日記
1923年1月2日 水曜日 晴天
朝起きて、朝食を食ふ。朝食は、卵とトマトの炒め物、パン、牛乳。
朝食後、本屋へ行つた。本屋では、新刊の書籍を購入した。
午後、本屋へ戻り、本屋で購入した書籍を読み始めた。
午後、本屋へ戻り、本屋で購入した書籍を読み始めた。
午後、本屋へ戻り、本屋で購入した書籍を読み始めた。
午後、本屋へ戻り、本屋で購入した書籍を読み始めた。
午後、本屋へ戻り、本屋で購入した書籍を読み始めた。
午後、本屋へ戻り、本屋で購入した書籍を読み始めた。
午後、本屋へ戻り、本屋で購入した書籍を読み始めた。

六月二日、日曜日、朝食を食ふ。朝食は、卵とトマトの炒め物、パン、牛乳。
朝食後、本屋へ行つた。本屋では、新刊の書籍を購入した。
午後、本屋へ戻り、本屋で購入した書籍を読み始めた。
午後、本屋へ戻り、本屋で購入した書籍を読み始めた。
午後、本屋へ戻り、本屋で購入した書籍を読み始めた。
午後、本屋へ戻り、本屋で購入した書籍を読み始めた。
午後、本屋へ戻り、本屋で購入した書籍を読み始めた。
午後、本屋へ戻り、本屋で購入した書籍を読み始めた。

وَسَرِّيَّةٍ لِلْمُؤْمِنِينَ إِنَّمَا يَعْلَمُهُمْ بِمَا
أَعْلَمُ وَإِنَّمَا يُنَزَّلُ عَلَيْكُم مِنْ كِتَابٍ
الَّذِي يُبَشِّرُ بِنَصِيبٍ مَلِيمٍ وَيَنْهَا
عَنِ الْمُنْكَرِ وَاللّّهُ أَعْلَمُ بِمَا يُنَزِّلُ
إِنَّمَا يُنَزَّلُ عَلَيْكُم مِنْ كِتَابٍ
الَّذِي يُبَشِّرُ بِنَصِيبٍ مَلِيمٍ وَيَنْهَا
عَنِ الْمُنْكَرِ وَاللّّهُ أَعْلَمُ بِمَا يُنَزِّلُ
إِنَّمَا يُنَزَّلُ عَلَيْكُم مِنْ كِتَابٍ
الَّذِي يُبَشِّرُ بِنَصِيبٍ مَلِيمٍ وَيَنْهَا
عَنِ الْمُنْكَرِ وَاللّّهُ أَعْلَمُ بِمَا يُنَزِّلُ
إِنَّمَا يُنَزَّلُ عَلَيْكُم مِنْ كِتَابٍ
الَّذِي يُبَشِّرُ بِنَصِيبٍ مَلِيمٍ وَيَنْهَا
عَنِ الْمُنْكَرِ وَاللّّهُ أَعْلَمُ بِمَا يُنَزِّلُ

國朝之制，以中書、門下、尚書三省爲政事之司。每事皆先由中書省草擬，上批允後，付門下省審議，又付尚書省執行。其事之繁者，則置戶、禮、工、刑四部，各置侍郎一人，副之。其事之急者，則置兵、吏二部，各置侍郎一人，副之。其事之細者，則置戶、禮、工、刑四部，各置侍郎一人，副之。

大
三
月
廿
九
日
晴
一
空
中
有
云
不
甚
密
微
风
不
甚
大
天
高
气
清
人
心
舒
畅

الله رب العالمين

الطبعة الثانية

謂亦又不道。是人也。其才所存。無以過人。但其行。未盡善耳。蓋其子。既已成年。而猶不知事。豈其父。無以教之。故曰。子不識。非子不識也。蓋其子。既已成年。而猶不知事。豈其父。無以教之。故曰。子不識。非子不識也。

故人知我心，不以我為疑。我知故人意，不以我為疑。

لَهُمْ لِيَوْمَ الْقِيَامَةِ مَا سَعَىٰ وَلَهُمْ عَذَابٌ أَلِيمٌ
لَمَّا نَهَىٰ رَبُّكَ عَنِ الْمُحَاجَةِ إِلَيْهِمْ يَأْتُونَ
وَلَمَّا نَهَىٰ رَبُّكَ عَنِ الْمُحَاجَةِ إِلَيْهِمْ يَأْتُونَ
وَلَمَّا نَهَىٰ رَبُّكَ عَنِ الْمُحَاجَةِ إِلَيْهِمْ يَأْتُونَ

其十
如斯有增無減也

對此多吾人工事
則可也

وَرَبِّيَ الْمُؤْمِنِينَ إِنَّمَا يَنْهَا مَنْ
كَفَرَ بِاللَّهِ وَالرَّحْمَنِ وَالرَّحِيمِ

إِنَّمَا يَنْهَا مَنْ يَعْصِي اللَّهَ وَالرَّحْمَنَ

وَالرَّحِيمَ

حَلَّتْ بِهِ الْمُرْسَلُونَ وَأَنْزَلُوا مِنْ رَحْمَةِ رَبِّهِمْ مَا
 كَانُوا يَتَكَبَّرُونَ إِذْ أَنْزَلْنَا عَلَيْهِمْ مِنْ سَمَاءٍ
 مَمْلُوكًا لَهُمْ وَمَا هُمْ بِإِذْنِ رَبِّهِمْ بِمُؤْمِنِينَ
 فَلَمَّا أَنْزَلْنَا عَلَيْهِمْ آيَاتِنَا اتَّخَذُوهُمْ
 هُنَّ عَلَىٰ هُنَّا يَعْمَلُونَ وَمَا هُنَّ بِمُؤْمِنِينَ
 إِنَّمَا يَتَكَبَّرُونَ بِمَا لَمْ يُنْهَا
 نُوحٌ إِذْ أَنْزَلْنَا عَلَيْهِ مِنْ رَبِّهِمْ
 آيَاتِنَا وَقَالَ الظَّاهِرُونَ إِنَّا
 مُؤْمِنُونَ وَمَا أَنْزَلْنَا عَلَيْهِمْ
 إِلَّا مَوْعِدًا مُؤْكِدًا وَمَا هُنَّ
 بِمُؤْمِنِينَ وَمَا أَنْزَلْنَا عَلَيْهِمْ
 مِنْ آيَاتِنَا إِلَّا مَوْعِدًا مُؤْكِدًا
 وَمَا هُنَّ بِمُؤْمِنِينَ

而其降將一概不收。李平既得西羌，歸之。自是

الله رب العالمين

۱۰۷۳-۱۰۷۴

۱۷۸ - ۱۷۹

卷之三

وَلِمَنْدَلْتَهُ وَلِمَنْدَلْتَهُ وَلِمَنْدَلْتَهُ

卷之三

وَالْمُؤْمِنُونَ إِذَا قَاتَلُوكُمْ إِذَا هُمْ مُّهَاجِرُونَ إِذَا لَمْ يُهَاجِرُوكُمْ فَلَا يُنْهَاكُمْ عَنِ الْمَسْجِدِ وَمَنْ يُنْهِيْكُمْ عَنِ الْمَسْجِدِ فَإِنَّمَا يُنْهِيْكُمْ أَنْفُسُكُمْ وَإِنَّمَا نَهَاكُمْ عَنِ الْمَسْجِدِ إِنْ تَرْكُوكُمْ سَبِيلًا

الله رب العالمين

卷之三

卷之三

卷之三

وَمِنْهُمْ مَنْ يَرْجُو أَنْ يُنْهَا فَلَمْ يَأْتِهِمْ بِالْحَقِّ فَيَقُولُونَ إِنَّا
كُنَّا نَعْمَلُ مَا كُنَّا نَعْمَلُ

卷之三

卷之三

الله رب العالمين

已而有司以所取太慢也更之

金
金
金
金
金
金
金
金
金
金

金
金
金
金
金
金
金
金
金
金

金
金
金
金
金
金
金
金
金
金

金
金
金
金
金
金
金
金
金
金

金
金
金
金
金
金
金
金
金
金

金
金
金
金
金
金
金
金
金
金

金
金
金
金
金
金
金
金
金
金

金
金
金
金
金
金
金
金
金
金

金
金
金
金
金
金
金
金
金
金

金
金
金
金
金
金
金
金
金
金

金
金
金
金
金
金
金
金
金
金

金
金
金
金
金
金
金
金
金
金

金
金
金
金
金
金
金
金
金
金

金
金
金
金
金
金
金
金
金
金

金
金
金
金
金
金
金
金
金
金

金
金
金
金
金
金
金
金
金
金

金
金
金
金
金
金
金
金
金
金

金
金
金
金
金
金
金
金
金
金

金
金
金
金
金
金
金
金
金
金

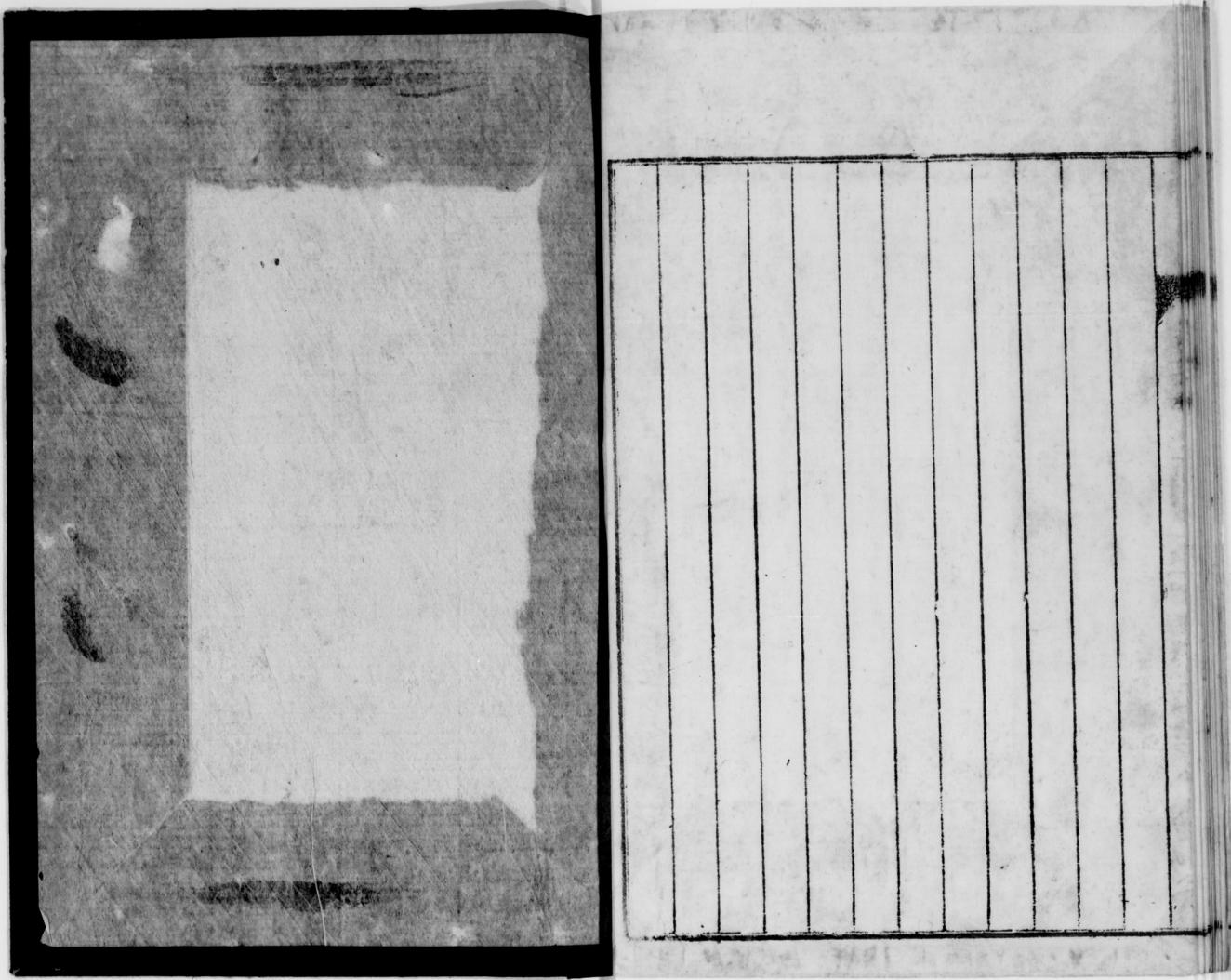
وَلَمْ يَكُنْ لِّلْهَمَةِ إِلَّا مَرَأَتْهُ
وَلَمْ يَكُنْ لِّلْهَمَةِ إِلَّا مَرَأَتْهُ
وَلَمْ يَكُنْ لِّلْهَمَةِ إِلَّا مَرَأَتْهُ
وَلَمْ يَكُنْ لِّلْهَمَةِ إِلَّا مَرَأَتْهُ

此詩題意在形容其詩才之高超，可謂是對他的讚美之詞。

堯見者竟失之不復見也(卷一)

秋水之月以水爲主

卷之六



0080

0081